

年金制度改革法で 年金はこう変わる!



ファイナンシャル・プランナー

FP にゆうす

5月29日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立しました。

多くの方がより高齢期まで働くことが見込まれる中で、今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためとしています。

改正の柱は「在職老齢年金制度の見直し」と「年金受給開始時期の選択肢の拡大」です。

在職老齢年金制度の見直し

働きながら年金を受け取ると、収入によって年金の一部または全部がカットされるのが「在職老齢年金」の制度です。生年月日により60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金の支給が停止される基準は、年金月額と報酬月額の合計が28万円を超えた場合となっています。この基準を65歳以上の在職老齢年金制度と同じ47万円まで引き上げ、年金のカットを気にせず働けるシニアを増やすのが狙いです。令和4年4月から適用されます。

60歳から64歳に特別支給の老齢厚生年金が支給されるのは、昭和36年4月1日以前に生まれた男性と昭和41年4月1日以前に生まれた女性です。対象となるのは限られた年代の方となります。

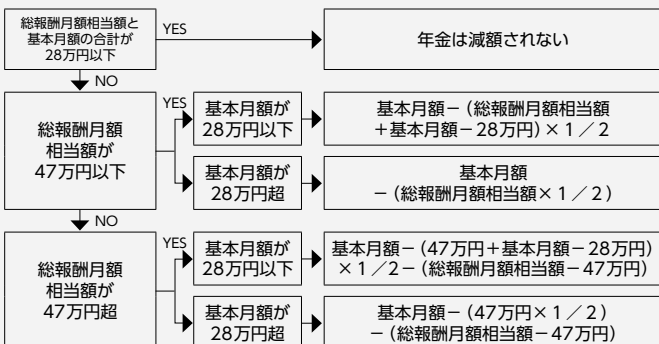
今回の改正により、

1. 総報酬月額相当額^(※1) + 基本月額^(※2) が47万円以下の場合、年金は全額支給されます。
2. 総報酬月額相当額 + 基本月額が47万円を超える場合は、(基本月額 + 総報酬月額相当額 - 47万円) × 1 / 2の年金が停止になります。

現在、65歳未満で在職し厚生年金の被保険者となっている場合、特別支給の老齢厚生年金は、

1. 総報酬月額相当額 + 老齢厚生年金の基本月額が28万円以下の場合、全額支給。
2. 総報酬月額相当額 + 老齢厚生年金の基本月額が28万円を超えた場合は、超えた分の2分の1が停止。
3. 総報酬月額相当額が47万円を超えると、さらに総報酬月額相当額が増加した分だけ年金が停止となります。

60歳前半の在職老齢年金 (2020年度)



働いて収入を増やすと、年金が一部または全額停止になる場合があるため、働く意欲を削ぐのではないかと考えられています。

受給開始時期の選択肢の拡大

年金を受け取り始める上限年齢を、現在の70歳から75歳に引き上げるにより、受け取り開始時期が60歳から75歳の間で選択可能になります(令和4年4月の改正法施行時点で70歳未満の者が対象)。

- ・ 受給開始年齢の繰り上げについては、その減額率が1月あたり▲0.5%から▲0.4%になり、減額率が小さくなります。
- ・ 繰り下げ率については、1月あたり+0.7%で変わりません。繰り下げ受給の上限年齢が引き上げられるので、繰り下げ増加率は65歳時点で受取る場合の84%増額となります。

年金繰り上げ・繰り下げ時の支給割合 (65歳支給額を100%として表示)

年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳
現行	70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.4%	116.8%
改正後	76%	80.8%	85.6%	90.4%	95.2%	100%	108.4%	116.8%

年齢	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
現行	125.2%	133.6%	142%					
改正後	125.2%	133.6%	142%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184%

老齢厚生年金の繰り上げ受給、繰り下げ受給について

・ 老齢厚生年金の「繰り上げ」受給とは
老齢厚生年金・特別支給の老齢厚生年金は60歳到達以後であれば本来の支給開始年齢前に繰り上げて受給することができます。この場合、老齢基礎年金と同時に請求しなくてはなりません。本来の支給開始年齢の年金額から減額されます。

・ 老齢厚生年金の「繰り下げ」受給とは
66歳以降に受給を繰り下げることができます。この場合は増額されます。

繰り下げ受給は老齢基礎年金・老齢厚生年金それぞれの受給開始年齢を上限年齢までの範囲で自由に設定することができます。特別支給の老齢厚生年金は「繰り下げ制度」はありませんので、受給権が発生したら速やかに請求してください。

参照: 厚生労働省 年金制度改革法 (令和2年法律第40号) が成立しました
日本年金機構 在職中の年金

- (※1) 総報酬月額相当額: (その月の標準報酬額) + (その月以前1年間の賞与の合計) ÷ 12
- (※2) 基本月額: 加給年金を除いた老齢厚生(退職共済)年金の月額

今月の執筆

石黒 真理子

ファイナンシャル・プランナー

